

資 料

- 資料1 野田市総合計画審議会条例
- 資料2 野田市総合計画審議会諮問書
- 資料3 野田市総合計画審議会答申書
- 資料4 野田市総合計画審議会委員名簿
- 資料5 策定経過
- 資料6 市内の小中学生の声

資料 1 野田市総合計画審議会条例

昭和 44 年 7 月 1 日
野田市条例第 11 号

(設置)

第 1 条 本市に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、野田市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画の樹立、調整、その他、その実施に関し、必要な調査及び審議を行うものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 26 人以内で組織する。

2 委員のうち 1 人以上は、公募に応じた市民とするものとする。

3 委員は、市長が委嘱する。

4 委員の任期は 2 年とし、再任されることを妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長)

第 4 条 審議会に会長、副会長各 1 名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の事務)

第 6 条 審議会の事務は、市長の定める課において所掌する。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

資料2 野田市総合計画審議会諮問書

野企企第105号
令和3年7月20日

野田市総合計画審議会会長 様

野田市長 鈴木 有

総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

野田市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

1 諮問事項

総合計画後期基本計画の策定について

2 諮問趣旨

本市では平成28年度から15年間を計画期間とする野田市総合計画において、野田市の将来都市像を「～人のつながりがまちを変える～みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち」と定め、この実現に向けて前期基本計画に基づき、各分野における事業等について積極的に取り組んでまいりました。

今回、この前期基本計画が令和3年度をもって、計画期間の満了を迎えることから、これまでの成果や課題を検証するとともに必要な修正を行い、引き続き将来像の実現に向けたまちづくりを進めていく必要があります。

つきましては、令和4年度からの後期基本計画の策定について御審議を頂きたく諮問するものです。

資料3 野田市総合計画審議会答申書

野企企（総）第4号
令和5年2月1日

野田市長 鈴木 有 様

野田市総合計画審議会
会長 内山 久雄

総合計画後期基本計画の策定について（答申）

令和3年7月20日付け野企企第105号で諮問のありました総合計画後期基本計画の策定について、当審議会において慎重に審議した結果、別冊のとおり答申いたします。

この答申を踏まえ、将来都市像の実現に向けて最大限の努力を尽くしていただくことを期待します。

資料4 野田市総合計画審議会委員名簿

区分	氏名	所属団体等	備考
会長	内山 久雄	東京理科大学名誉教授	
副会長	五味 良仁	野田市自治会連合会	
委員	石川 雅浩	野田市スポーツ協会	
	伊藤 香織	東京理科大学教授	
	遠郷 順子	野田市文化団体協議会	
	加藤 満子	野田市障がい者団体連絡会	
	鴨狩 真義	公益社団法人野田青年会議所	
	佐々木 盛次	公募委員	
	佐藤 隆八	みどりのふるさとづくり実行委員会	
	鈴木 昭夫	野田市生涯学習審議会	
	清宮 絹江	野田市民生委員児童委員協議会	
	瀬能 千恵子	社会福祉法人野田市社会福祉協議会	
	高須賀 晴子	野田商工会議所	
	知久 久利子	野田市農業振興審議会	
	中村 卓史	公募委員	
	本多 佑貴	連合千葉東葛地域協議会野田・流山地区連絡会	令和4年9月1日委嘱
	林 元夫	野田市廃棄物減量等推進員会議	
	平野 滋	公募委員	
古矢 勝	公募委員		
横川 しげ子	野田市女性団体連絡協議会		

【前任者】

区分	氏名	所属団体等	備考
委員	西尾 健太郎	連合千葉東葛地域協議会野田・流山地区連絡会	令和4年9月1日退任

資料5 野田市総合計画 策定経過

年 月 日		事 項
令和3年度	7月20日	第1回審議会 1 会長及び副会長の選出について 2 総合計画の概要及び総合計画後期基本計画の策定方針等について 3 総合計画後期基本計画の策定について（諮問） 4 総合計画前期基本計画の進捗状況について
	11月15日	第2回審議会 1 野田市総合計画後期基本計画の素案について (1) 基本目標1（自然環境と調和するうるおいのある都市） (2) 基本目標4（安全で利便性の高い快適な都市） (3) 基本目標6（活力とにぎわいに満ちた都市）
	3月23日	第3回審議会 1 野田市総合計画後期基本計画の素案について (1) 基本目標3（豊かな心と個性を育む都市） (2) 基本目標6（活力とにぎわいに満ちた都市）
令和4年度	4月28日	第4回審議会 1 野田市総合計画後期基本計画の素案について (1) 基本目標2（生き生きと健やかに暮らせる都市） (2) 基本目標5（市民がふれあい協働する都市）
	7月20日	第5回審議会 1 野田市総合計画後期基本計画の素案について (1) 委員から頂いた意見について (2) 第4回総合計画審議会以降の修正について (3) 重点プロジェクトについて 2 パブリック・コメント手続の実施について
	2月 1日	第6回審議会 1 パブリック・コメント手続の結果について 2 総合計画後期基本計画の策定について（答申）

資料6 市内の小中学生の声

「市長と話そう集会」より

野田市の将来を担う子どもたちからの意見として、市内の小中学校で実施している「市長と話そう集会」での意見を「市内の小中学生の声」としてまとめました。

これらの意見はすぐに実施できるものから、実施までに時間を要するものなど、すべてが総合計画の各施策や事業へ反映しているものではありません。

基本目標1 自然環境と調和するうるおいのある都市

●基本方針1 自然環境の保全・再生・利活用の推進

◎環境保全の推進

- ・コウノトリを中心とした生物多様性の取組をもっとアピールする。(東部中学校)
- ・野田市で有名な醤油やコウノトリを前面に出したまちづくりをする。(南部中学校)
- ・コウノトリの保護の取組は、世界的な自然破壊や生物種の減少などの状況を考える
と良いことだと思う。(第一中学校)
- ・世界的に課題となっている温暖化や生物種の減少から、生物多様性の取組を今後も
維持してもらいたい。(東部中学校)
- ・宅地開発のための森林伐採と植樹のバランスを考慮したまちづくりをする。
(第一中学校)
- ・地球温暖化対策のためにも、みどり溢れる野田市を目指していく。(みずき小学校)
- ・市民の森の自然を守る。(柳沢小学校)

◎自然と調和した農業の推進

- ・枝豆や黒酢米をブランド化することで、野田市をPRする。(東部中学校)
- ・野田市は関東ローム層で土地が肥沃なので、もっと農業に力を入れる。
(第二中学校)
- ・若い人たちに農業を推進する。(二川小)

●基本方針2 循環型社会の推進

◎不法投棄の撲滅・環境美化の推進

- ・きれいな街並みは人が集まるため、集めたゴミの量で順位付けするようなクリーン
作戦を実施する。(東部中学校)
- ・働き方の多様化にあわせて、ごみの夜間収集など収集時間の多様化を検討していく。
(北部中学校)
- ・人目に付く看板などにより、効果的な「ポイ捨て禁止」の啓発をする。
(二ツ塚小学校)
- ・ごみは同じ場所に捨てられる傾向があるので、集中的な対策をする。
(関宿中央小学校)

◎ごみの減量・リサイクルの推進

- ・ごみ処分場からの煙や排水は、環境に影響がないものにする。(東部中学校)

◎再生エネルギーの利活用

- ・地球環境を守るためにも野田市の環境を守っていく。(岩木小学校)
- ・地球温暖化の対策を積極的に行う。(岩木小学校)

●基本方針3 生活環境の整備

◎環境汚染・公害等への対応

- ・ごみ処分場からの煙や排水は、環境に影響がないものにする。(東部中学校)

◎上下水道の整備促進

- ・ご当地マンホールを設置する。(福田中学校)

◎水質の浄化・浄化槽の適正管理

●基本方針1 支え合いによる福祉のまちづくりの推進

◎地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進

- ・高齢者が地域（近所）の方と触れ合える（話し合える）施設を作る。
（木間ヶ瀬小学校）

◎高齢者の生きがいづくり

◎高齢者福祉サービスの充実

- ・高齢者の方々が楽に暮らせる施設を作る。（関宿中央小学校）
- ・高齢者の安否確認を含めたゴミ収集（個別収集）を行う。（岩名中学校）

◎介護保険事業の充実

- ・超高齢化社会に備えた政策を充実させる。（岩名中学校）

◎障がい者福祉の充実

◎市民生活の安定と自立の促進

●基本方針2 子どもの健全育成と子育て環境の充実

◎子どもの健全育成の推進

- ・学童保育所を広くする。（福田第二小学校）

◎安心できる子育て環境の整備

- ・一時預かり保育所や駅前保育所などを設置することで子育て支援策を充実させる。
（東部中学校）
- ・若者の定住人口を増やすため、駅前に保育所や幼稚園を開設する。
- ・給食費や子どもの医療費に予算を使うことで定住人口が増えると思う。
（第一中学校）
- ・保育園や幼稚園に入りやすくする取り組みをする。（福田中学校）
- ・大人から子どもまで遊べる施設を整備する。（宮崎小学校）

●基本方針3 健康づくりの推進と地域医療の充実

◎市民の健康づくりの推進

- ・コロナ禍ならではの取組をする。（福田第一小学校）
- ・新型コロナウイルスに感染しないための取組をする。（二ツ塚小学校）

◎地域医療体制の充実

◎母子保健・医療の充実

- ・子育てにはお金がかかると思うので、高校生まで医療費を無料にする。（東部中学校）

◎高齢者医療の充実

◎障がい者医療の充実

- ・新型コロナウイルス感染症に対する障がいのある方へ配慮する。(岩名中学校)

基本目標3 豊かな心と個性を育む都市

●基本方針1 質の高い学校教育の実現

◎子どもの学力の向上や、個性・能力を伸ばす教育の推進

- ・英語力向上のためにALTの先生を通年配置する。(東部中学校)
- ・ALTの先生の配置するなど、英語授業の充実を図る。(東部中学校)
- ・習い事があるので土曜授業の日数を減らすことを考える。(北部小学校)
- ・サポートティーチャーがいる授業は理解度が増すので、多くの授業で取り入れるべきである。(東部中学校)
- ・土曜授業の良い点と悪い点の理解を深めて実施する。(南部中学校)
- ・他市では実施していないので土曜授業を止める。(二川中学校)
- ・未来塾のように剣道などの競技についても、無償の稽古会のようなものを実施する。(北部中学校)
- ・野田市をアピールするために市立高校を設置する。(第二中学校)

◎家庭・地域の教育力の向上

◎子ども・若者の健全育成

- ・イジメや虐待をなくすために教育機関の強化を図る。(東部小学校)

◎学校における教育環境の整備や安全安心健康の確保

- ・学校の校舎内や体育館などの施設についても、バリアフリー化を進め、障がいのある小中学生が安心して学校生活を送れるようにする。(南部中学校)
- ・トイレをきれいにする。(関宿中央小学校)
- ・授業効率も上がり、感染対策にもなることから、市内の中学生全員にタブレットを配布する。(南部中学校)
- ・自校給食とセンター給食の差をなくす。(第二中学校)
- ・木の椅子やロッカーが老朽化しているので交換する。(北部中学校)
- ・インターネット環境を良くする。(関宿小学校)
- ・給食をもっとおいしいものにする。(山崎小学校)
- ・学校のトイレは和式が多いので洋式に変えていく。(二ツ塚小学校)
- ・学校に給水器を設置する。(川間中学校)
- ・体育館にエアコンを設置する。(尾崎小学校)
- ・サッカーができるグラウンドを整備する。(北部小学校)
- ・学校設備を充実させる。(清水台小学校)

◎学校人権教育の推進

●基本方針2 生涯学習や郷土愛を育む学習の推進

◎生涯学習の推進

◎郷土愛を育む学習の推進

- ・学校給食に郷土料理を取り入れることで郷土愛を育む。(関宿小学校)
- ・鈴木貫太郎記念館を修繕する。(関宿小学校)

◎生涯スポーツの推進

●基本方針3 国際交流の推進

◎国際的な交流と協力の推進

基本目標4 安全で利便性の高い快適な都市

●基本方針1 防犯・防災対策の推進

◎防犯まちづくりの推進

- ・街灯を増やして安全なまちづくりをする。(北部中学校)
- ・安全で安心して暮らせるまちづくりを目指していく。(関宿小学校)
- ・監視カメラを増やして安全なまちづくりをする。(二川中学校)

◎防災まちづくりの推進

- ・災害から身を守るためには日頃から避難方法や避難場所を知っておく必要があることから、地区別などで定期的に避難訓練を実施する。(尾崎小学校)
- ・他市と災害に関する協定を締結する。(東部中学校)
- ・小中学生合同の避難訓練を実施する。(岩名中学校)
- ・災害による被害の軽減のため、ハザードマップの確認を促し、簡単に見ることができるようにする。(南部中学校)
- ・野田市は河川に囲まれているので、水害対策に力を入れる。(七光台小学校)
- ・災害発生後の対応にも力を入れる。(木間ヶ瀬小学校)

◎消防体制の充実

●基本方針2 安全で快適な都市基盤の整備

◎交通安全の推進

- ・通学路、横断歩道、信号機の整備をする。(多数校)

◎道路交通体系の整備

- ・障害物がなく、点字ブロックが配置された道路を整備することで、目の不自由な方や障がい者の方が安心して暮らせるまちづくりをする。(関宿小学校)
- ・標識の設置やゾーン30などの交通安全対策を図る。(福田中学校)
- ・ガードレールの設置など交通安全対策を充実させる。(北部中学校)
- ・自転車専用道路の整備をする。(木間ヶ瀬中学校)

◎魅力ある景観の形成

- ・電柱の地中化をすることで景観を良くする。(二ツ塚小学校)
- ・お花があふれるまちづくりをする。(関宿小学校)

◎地域による公園等利活用の促進

- ・ベンチとトイレが充実した公園を整備する。(関宿中央小学校)
- ・遊具がたくさんある公園を作る。(北部小学校)

- ・バスケットゴールやサッカーゴールがある公園を作る。(七光台小学校)
- ・野田市の公園マップを作る。(東部小学校)

◎道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保

- ・新たに建物を建築するだけでなく、修繕なども有効に活用する。(福田第一小学校)
- ・東武野田線以外の鉄道も誘致する。(福田第二小学校)

◎個性と魅力あふれる市街地の形成

- ・市内の駅にショッピングモールを誘致する。(福田第二小)
- ・若者にとって魅力的なまちづくり政策を実施する。(福田中)

●基本方針3 公共交通の充実

◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実

- ・都内への通勤者をターゲットとした人口増施策として、東京直結鉄道を実現する。(第二中学校)
- ・野田市の人口を増加させるために地下鉄8号線を実現させる。(福田中学校)
- ・新たな交通手段として水上バスを運行して、野田市を活性化させる。(二川中学校)
- ・東武野田線以外の鉄道も誘致する。(福田第二小学校)
- ・民間バスやまめバスの本数を増やす。(関宿中学校)

●基本方針1 協働によるまちづくりの推進

◎市民参加を促進する仕組みづくり

- ・小中学生との「市長と話そう集会」のように「高齢者と話そう集会」を実施するなど、多くの市民の意見を吸い上げ、より良いまちづくりに繋げる。(福田中学校)

◎協働の仕組みづくりの推進

◎互いに支え合う地域づくりの推進

◎ふれあい、交流の拠点づくり

◎地域コミュニティの強化

●基本方針2 情報発信・共有の充実

◎迅速・的確な情報提供

- ・フェイスブックや動画配信により、市の魅力を発信する。また、魅力あるものを市役所で展示する。(東部中学校)
- ・市内全域で Wi-Fi 環境を整備していく。(第二中学校)
- ・野田市の PR 動画を作成する。(東部中学校)

●基本方針3 人権尊重・男女共同参画社会の推進

◎人権教育の推進

◎男女共同参画社会の推進

●基本方針1 地域産業の振興

◎商業の魅力向上による商店街等の活性化

- ・商業施設を誘致することで定住人口を増やす。(関宿中学校)
- ・商店街を活性化することで野田市を賑わいのあるまちにする。(尾崎小学校)
- ・商業施設の建設を促す。(福田中学校)
- ・まちゼミを活用し、商店街を盛り上げる。(第二中学校)

◎農業の活性化の推進

- ・野田市は関東ローム層で土地が肥沃なので、もっと農業に力を入れる。(第二中学校)
- ・特産品を増やすことで活性化を図る。(関宿中学校)
- ・若い人たちに農業を推進する。(二川小学校)

◎新たな事業創出や起業を通じたまちの活性化と人材育成

- ・若者にとって魅力的なまちづくり政策を実施する。(福田中学校)
- ・商業施設の建設を促す。(福田中学校)
- ・関宿の自然を生かした行事や観光施設を作り、賑わいのある関宿地域とする。(関宿中学校)

●基本方針2 観光・イベントの振興

◎まつりやイベントの活用

- ・地域行事へ積極的に参加することにより、地域での信頼関係が生まれるため、野田市独自の魅力あるイベントを開催することで市民の積極的な参加を促す。(第二中学校)
- ・人を集めるために、清水公園などの観光スポットをPRしたり、新たに作ったりする。(尾崎小学校)
- ・ゆるキャラによる野田市のPRを図っていく。(北部中学校)
- ・B級グルメ大会を利用して観光客の増加を図る。(北部中学校)
- ・お祭りなどのイベントを増やすことで野田市を活気付ける。(みずき小学校)
- ・魅力的な施設であるコウノトリの里行きの専用バスを開通することで野田市をPRする。(東部中学校)
- ・野田市の特産品を広めるためなど、一体感のある行事を実施する。(東部中学校)
- ・野田市を活性化させるために観光名所を増やす。(南部中学校)
- ・黒酢米などの特産品をPRできる祭りを開催する。(川間中学校)
- ・野田市の良いところをアピールすることで、観光客の増加を図る。(福田中学校)
- ・コウノトリが放鳥されていることを観光の目玉としたアピールをする。(東部中学校)
- ・里山公園の整備とザリガニ釣りなどのイベントを開催する。(福田中学校)

◎地域資源を活用した交流人口の拡大

- 色々な地域の人たちが交流できる道の駅を建設する。(関宿小学校)
- 道の駅やショッピングモールなどは、市外からの集客に有効な手段となる。(福田中学校)
- 道の駅を建設することで、野田市の特産品をアピールしていく。(関宿小学校)
- 野田市発祥のプロサッカーチームを作ること、市民が一体となることのできるまちづくりをする。(第二中学校)
- 立地が良い場所に野田の特産品が充実した道の駅を建設する。(第二中学校)
- 野田市は自然が豊かであり、三方向を川で囲まれている特徴的な点をアピールしていく。(南部中学校)
- 野田市内ある多くの素敵な場所の認知度を上げることで野田市の魅力を向上させる。(南部中学校)
- 特産品である醤油などを利用して、野田市の魅力を市外に PR する。(第二中学校)
- ご当地マンホールを設置する。(福田中学校)

●基本方針3 定住の促進

◎生活環境の充実と情報発信の強化

- ふるさと納税制度を利用して、魅力ある記念品を掘り起こすことにより、市外から若者を呼び込む。(第二中学校)
- 若者の定住人口を増やすため、駅前に保育所や幼稚園を開設する。(東部中学校)
- 給食費や子どもの医療費に予算を使うことで定住人口を増やす。(第一中学校)
- 他市に自慢できることを増やす。(川間小学校)
- フェイスブックや動画配信により、市の魅力を発信する。また、魅力あるものを市役所で展示する。(東部中学校)

◎文化・教育水準の向上

- 野田市をアピールするために市立高校を設置する。(第二中学校)
- 外国人の先生による英語教育を充実させる。(東部中学校)
- 学校の規模の差を調整する。(東部中学校)
- 土曜授業の良い点と悪い点の理解を深めて実施する。(南部中学校)

◎魅力ある計画的なまちづくりの推進

- 未利用地を住宅街にすることで人口増を目指す。(川間中学校)
- 都内への通勤者をターゲットとした人口増施策として、東京直結鉄道を実現する。(第二中学校)
- 野田市の人口を増加させるために地下鉄 8 号線を実現させる。(福田中学校)